

第22回専門小委員会(8月20日開催)における主な議論について

【1 基本的な認識】

<地方公共団体の事務処理の適正性確保の要請>

- 地方公共団体のガバナンスという観点から、議会、内部統制、住民訴訟との関係の中で監査委員の位置付けを考える必要があるのではないか。
- 外部環境の変化として、①政策の複雑化、高度化、専門化、②違法性のみならず有効性、効率性の観点の必要性、③限られた時間と費用の中で費用対効果の高い監査の必要性が挙げられるのではないか。このため、監査委員の独立性、自主性、専門的能力を高めることが重要ではないか。
- 人口減少下で地方公共団体の機能やガバナンスが逼迫している中での、適切に住民から期待される監査人の機能は何かを捉え、必要な対応策を打っていくことが必要ではないか。

<監査をより有効に機能させる必要性>

- 最近の会計検査院の事例の推移や動向も確認し、地方公共団体に求められる外部の目によるチェックに何が期待されているのか考えることが必要ではないか。

【2 監査の実効性確保のあり方】

＜統一的な監査基準の必要性＞

- 監査委員としての判断基準や責任を明らかにするとともに、監査ではどのようなことをしているのかを示し、住民への説明責任を果たすため、監査基準は必要。
- 全国統一的な、規範という意味の監査基準が必要であるが、国が決めるのは現実的ではない。地方公共団体が策定し、全国的なサポート組織が支援する形が望ましいのではないか。

＜監査結果の効力＞

- 外部監査を含めて、監査結果に対して措置を講じなかった場合も理由を明確にして公表する応答義務が被監査主体にはあるとすべきではないか。

＜その他＞

- 民間の監査役であれば取締役会に出席できるが、監査委員は行政の最前線で何が行われているか、どういう意思決定がされているか知り得ないことが、実効性が高まらない原因の一つではないか。
- 財政援助団体監査の範囲について、4分の1以上の出資等の制約は外し、地方公共団体に任せるような仕組みや、支配力基準を参考とするなど、一定の基準で関係の団体にも監査の目が及ぶような仕組みが考えられないか。
- 会計制度そのものを発生主義、複式簿記会計に全面的に切り替えた上で監査のあり方を考えるべき時期なのではないか。

- 総務省が推進している発生主義会計の新地方公会計制度は、内部統制の面でプラスに働き、3E監査の上でもコスト情報は必要で有効に活用できると考えられる。将来的には財務諸表監査が課題になるのではないか。
- 監査に政策評価や行政評価を行う機能も持たせるべきではないか。
- 監査実務上、日程や予算の制約があるのではないか。

【3 監査の独立性・専門性のあり方】

＜監査の独立性を高める方策＞

- 議会で選挙する方法は現実的ではなく、議会の附属機関とした場合も地方公共団体にとってメリットがないことから、監査の実効性を高めることによる監査の独立性の向上や、共同組織の整備、研修の充実といった専門性を確保する方向性が望ましいのではないかと。
- 議会の附属機関とすることは難しいと思う。議会で選挙する場合も、人材を探してくるのは長の役割ではないか。
- 長が選任するといっても議会の同意が必要であるため、独断ということにはならず、法令上一定の独立性も確保されているので、現行制度で問題はないのではないかと。むしろ監査委員の業務の独立化、専門性の強化が重要。

＜監査委員等の専門性を高める方策＞

- 監査委員等にどのような専門性が求められるのか、検討していくことが必要。
- 不適正な会計処理を見抜くことができるような専門性を高めるためにはどうすればよいか問題ではないか。
- 不適正経理は反面調査のようなものや、内部通報で発覚することに期待しないといけないのではないかと。

【4 監査への適正な資源配分のあり方】

＜基本的な考え方＞

- 監査資源が質的・量的に十分投下されているか把握できないことから、規模等に応じて一定の目安があるのではないか。
- 常勤監査委員を増員すべきではないか。
- 事後チェックだけでなく、お金の流れ、フローを途中でチェックする特別職としての財務監のような制度を考えることはできないか。
- 効率的な監査という点では、国費部分には会計検査があることも踏まえる必要があるのではないか。

＜議選監査委員のあり方＞

- 議会の役割と監査委員の役割は明確に分離した方がいいと考えており、議選監査委員の必置規制を外す方向で改革をすべきではないか。
- 議選監査委員は廃止する一方で、議会との連携のため、監査委員による決算審査をうまく議会の決算審議に繋げていく方法を検討すべきではないか。
- 監査委員は議会関係の予算執行の監査も実施することや、任期が短く、形だけのポストになっていることから、議選監査委員は廃止すべきではないか。

- 監査主体は実質的な独立性だけでなく、外観的独立性も必要であり、いかなる意味でも被監査主体と関わりがあってはいけない。また、監査委員の監査について、研修等により専門性を高め、強化していくならば、議選監査委員やOB監査委員はやめてしまうことが適当なのではないか。
- 議選監査委員やOB監査委員は、過去の経験に基づいて指摘しやすいというメリットが確かにある。
- 監査実務に精通したOBの知見を活用することも有効ではないか。

<監査執行上の工夫>

- 例月出納検査は監査委員が行うべき中心的な監査の一つなのではないか。
- 現行制度においても、事務局が外部に委託することで対応可能なのではないか。
- 監査は自主性が大事なので、委託により効率的な体制を整備することのみに偏ることのないようにすべきではないか。

<外部監査制度のあり方>

- テーマの選定に苦慮している場合があるというよりは、包括外部監査においては、包括外部監査人が外部から監査委員監査とは別の切り口・視点でいかに波及効果のあるテーマに切り込んでいくかが重要ではないか。
- 行政監査についても包括外部監査の対象とすべきではないか。
- 小規模団体については、包括外部監査は何年かに1回実施する等、義務付けと任意の間くらいのやり方を考えるべき。
- 本当に監査委員が独立して専門性を持った場合、監査委員の補完である外部監査は不要となる。監査委員監査を強化していく方向で進めていくべきではないか。

<監査委員事務局の充実>

- 事務局には、一定割合は一定の資格を持った職員を入れることを、専門職や非常勤の雇用の方法も含めて検討すべきではないか。
- 共同設置によって、事務局職員の専門職ができる環境が整うと良いのではないか。
- 議会事務局に比べ、監査委員は独立した立場にあるため事務局の共同設置は容易、あるいは馴染むのではないか。例えば、県単位での広域連合という方式も考えられるのではないか。
- 都道府県が監査総合プランのようなものを作成し、監査の目が十分届いていない地域に主導的な立場で関わるようにしてはどうか。

<全国的な支援体制の構築>

- 共同組織が監査基準を作ることは重要。なぜこれまでできていないのかをきちんと整理し、実際の制度を立ち上げることのハードルを踏まえ、仕組みを考えることが必要ではないか。
- 監査には独立性や透明性の担保が重要で、第三者的な役割が果たせる体制が大切。広域の共同機関の役割が重要で、ここに問題点や再発防止策が蓄積され、共有されるのが理想ではないか。
- 業績監査、3Eの観点からの監査が重要になってくると、監査資源を高度化していくことが必要ではないか。例えば全国比較やベンチマークの選定等を行うことが必要となってくるので、全国的な共同組織が必要ではないか。
- 監査資源が不足している団体については、外部監査を発展させて、常設の監査共同組織が、監査を提供・支援していく仕組みを考えるべきではないか。
- 監査に求められる機能を強化するための環境整備として、事務局の共同設置や全国組織の中で事例を勉強するなどの方策を充実させるべきではないか。
- 監査サポート組織は、監査基準の策定支援や研修を行うといいのではないか。
- 共同組織を作る場合、何を期待するのか、どこまでを求めるのかを検討することが必要。密度の高い監査をすることを確保できるのか十分に検討することが必要ではないか。
- 共同組織が監査委員監査に代わり監査を行うこととなれば、自治との緊張関係や、財源・人材面での実現可能性等の課題があるのではないか。
- 連携中枢都市圏の形成に連動させて監査共同組織を作っていくことが望ましいのではないか。